

iDeCoの2026年12月法改正と 掛金額変更の手続き（事前受付）について

iDeCoの2026年12月法改正に関するご案内です。法改正に伴い、iDeCoの掛金（拠出限度額）が引上げとなる方につきましては、掛金額変更の事前受付を行います。

くわしくは次ページの「**掛金額変更の事前受付について**」をご参照ください。



1. iDeCoの掛金（拠出限度額）の引上げ

iDeCoの拠出限度額について、以下の通り変更されます。

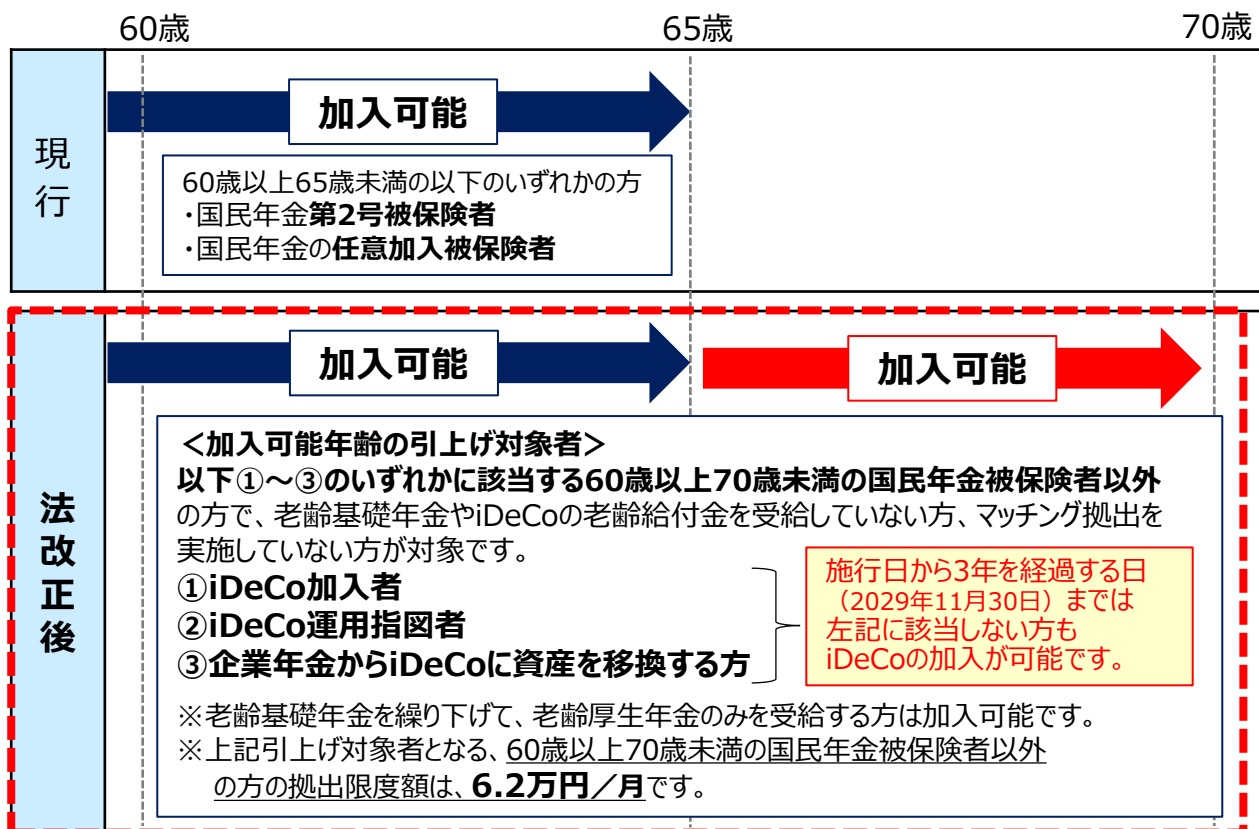
国民年金 被保険者種別	第1号被保険者 ・ 任意加入被保険者	第2号被保険者※1	第3号被保険者
現 行	6.8 万円／月 (国民年金基金等との合算額)	2.0～2.3 万円／月 (他制度※2加入状況等で異なります)	2.3 万円／月 (変更なし)
法改正後	7.5 万円／月 (国民年金基金等との合算)	6.2 万円／月 (他制度※2との合算額)	

※1 企業型確定拠出年金（企業型DC）の加入者でマッチング拠出を利用している場合は、iDeCoに加入できません。

※2 他制度とは、企業型DCや他の企業年金（確定給付企業年金、厚生年金基金、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度等）を指します。

2. 加入可能年齢の上限引上げ

iDeCoの加入可能年齢の上限が **70歳** に上げられます。



掛金額変更の事前受付について

池田泉州銀行のiDeCoにご加入されている方で、2026年12月法改正に伴うiDeCoの拠出限度額の引上げにあわせて、掛金額の変更を希望される場合、お手続きが必要です。

2026年12月分からiDeCoの掛金額の変更（増額）を希望される方は、以下の通りお手続きください。

<事前受付の対象となる方：下記①～④の条件をすべて満たす方>

①2026年12月法改正により、iDeCoの拠出限度額が引上げされる方（※1）

※1 **第1号被保険者、第2号被保険者、任意加入被保険者**の方が対象です。

第3号被保険者の方は拠出限度額の引上げはないため、対象となりません。

②2026年12月法改正前の拠出限度額より多い額となるよう、拠出額を引上げる方

③2026年12月分（**2027年1月26日引落し**）の掛金から変更される方

④現在の掛金納付方法が**毎月定額拠出**の方（※2）

※2 現在、月別指定（年単位）拠出の方で、掛金額の引上げをご希望の場合は、毎月定額拠出への変更とあわせてお手続きいただけます。

ご希望の方は、下記コールセンターへお問合わせください。

<手続方法>

**池田泉州銀行 確定拠出年金コールセンターへご連絡のうえ、
専用帳票にて届出のお手続きをお願いいたします。**

<受付期限>

2026年10月30日(金)【必着】

（事務委託先の日本生命保険相互会社にて不備なく受付する必要があります。）

【ご注意】掛金額の変更については随時受付しておりますが、iDeCoの拠出限度額の引上げにあわせて、2026年12月分（2027年1月26日引落し）より掛金額の増額を希望される方は、上記期限までにお手続きをお願いいたします。

ご不明点がございましたら、下記コールセンターまでお問合わせください。

お問合わせ先

池田泉州銀行 確定拠出年金コールセンター

0120-996-848

* オペレーターによるご案内は、祝日・振替休日、年末年始等を除きます。

* 営業時間は予告なく変更する可能性があります。

くわしくは当行ホームページ：iDeCo（個人型確定拠出年金）

<https://www.sihd-bk.jp/personal/asset/ideco/#flow> の「お知らせ」をご覧ください。

* 自動音声のアナウンス後、[* 9 #]をご入力いただくとオペレーターにつながります。

■ 自動音声：24時間

■ オペレーターによるご案内

月～金曜日：9:00～18:00

土曜日：9:00～17:00

あしたに、わくわくを。



池田泉州銀行

（2026年9月1日現在）